

◇泉 美和子 君

○議長（伊藤福章君） 次に、8番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。8番、泉 美和子君、登壇願います。

（8番 泉 美和子君 登壇）

○8番（泉 美和子君） 私は、三つの問題について一般質問いたします。

初めに、温泉の無料入浴券助成についてお伺いいたします。

現在実施している千畑温泉保養所無料券を町内すべての温泉で利用できるようにしてほしいという住民の要望は、依然として強く出されています。

去年は、「せっかく無料券をもらってみたけれども、車がなければ行けないので、そうたびたびは利用できなかった」という声や、「家族が休みの土日は利用できないので、結局使わなかった」という声もありました。

また、温泉の泉質など、好みや体に合う、合わないなどで、「他の温泉でもこの無料券が使えれば本当に助かるのにな」という声はたくさん寄せられています。

このことは、これまでも町政座談会や議会等でも出されており、その都度町の答弁もあるわけですが、改めて見解をお伺いいたします。

「合併により、とかく不便だけが目につくようだ」との住民の声が聞かれる中、このような施策は、合併のよさを感じてもらえるものの一つになるのではないのでしょうか。

高齢者の皆さんの願いにこたえ、温泉の共通無料券の発行を求めるものですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

温泉無料入浴券についてですが、議員ご指摘のとおり、合併したよさの一つとして合併前に千畑地区で実施していた千畑温泉保養所の無料入浴券助成事業について、昨年度から全町に拡大して実施しております。

昨年度の交付申請は、2,185人でした。利用延べ回数は、2万1,506回で、1人平均10回ほどの利用状況になっております。

平成18年度におきましては、平成17年度の実績見込みを参考に480万円を計上いたしましたが、現在まで 1,844人の方に交付しております。当初予算で措置想定した1,000人を上回っている状況です。

また、2年度目ということもあって、ことしの4月における利用状況は、昨年度の同月の2割増し以上の実績となっております。

これを200円の共通割引入浴券としてすべての温泉施設利用に拡大いたしますと、利用状況がさらに大きく変わることが予想されますので、現予算内の範囲内で十分可能とは言い切れない状況と存じます。

高齢者福祉につきましては、議員ご承知のとおり、介護保険制度の見直しによりまして、高齢者に対し健診時における生活機能評価が追加となり、健診費用が500万円ほど増加しております。その経費を今般の議会に補正予算計上しておりますが、ほかに地域密着型サービスの創設や要介護高齢者の増加による介護給付の増加など、介護保険事業の負担金が昨年度より2,000万円近く増加するなど、今まで以上に財政負担が生じている状況です。

以前にも申し上げたことがあります、福祉施策については、なくてはならない施策と、あれば便利な施策を財政状況を踏まえて議論していくことが必要と考えておりまして、温泉無料入浴券の発行など、町単独のサービスのあり方については、将来の財政負担も考慮しながら、慎重に検討することが必要と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤福章君）再質問ですか。（「はい」の声あり）再質問許可します。

○8番（泉 美和子君）予想どおりのご答弁をいただいたと思いますけれども、福祉施策でなければならぬもの、よりあればよいもの、大変よくわかりますけれども、せつかくの……、もちろん財政問題もよくわかります。しかし、今合併後の住んでよかったまちづくりと言われておりますけれども、どうも合併後多くの住民の声としては、何か閉塞感といいますか、不便なところだけが目につく。こういう声が多く出されています。見解の相違ということもあるかもしれませんが、こういうせつかくの合併のよさを感じてもらえるということで、全町に広げたということであれば、さらに利用しやすいように、喜んでいただく施策にさせていただくことが住民の願いだと思います。

町長の答弁を求めても、多分同じだと思いますので、次の質問に行きます。

続いて、子供の安全対策についてお伺いいたします。

町長招集あいさつでも述べられていますように、これまでも「子ども見まもり隊」の取り組みや防犯灯の整備など、安全対策を行ってきていますが、藤里町の衝撃的な事件を踏まえ、より安全、安心な環境づくりを進めていくことが改めて重要になっていると思います。とりわけ、子供の下校時のサポート体制は重要です。

現状はどうなっているのかお伺いいたします。

また、今後の対策の充実を図っていくべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。通学路の危険地帯や街灯整備などの再点検、再調査も必要と考えます。住民からも「街灯はあっても、暗くて子供が部活等で帰りが遅くなるので、心配だ。もっと明るくならないか」などの声も寄せられています。

通学路の再点検をし、安全対策の充実、強化を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

さらに、放課後の児童の安全対策の面からも、学童保育の充実を求めるものです。

合併の統一による利用料金の値上げや対象年齢の制限などに対し、保護者から改善を求める声が寄せられています。これまでも質問をしてまいりましたが、これらの声にこたえ、見直しを図るべきではないでしょうか。対象年齢の拡大や状況によっては、祖父母がいても利用できるよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁を求めます。登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えする前に、先ほどのご質問に対して追加で説明をさせていただきます。

議員の方から町民が不便になったことが多過ぎてというようなお話がありましたが、合併したことによってよくなったこともたくさんございます。その一端をまちづくりガイドに掲載しながら、住民に周知を図っておりますが、なお一層不便になったところもあるでしょうが、よくなったところもあるという認識をいただけるように、今後ともPRに努めてまいりたいと思います。

それでは、ただいまの質問に対してお答えいたします。

子供の安全対策について、まず現状についてお話しいたします。

「子ども見まもり隊」ボランティアについてですが、設立当初は、住民353人、企業44社、それから総参加車両772台でスタートしておりますが、その後徐々に取り組みが浸透し、現在のところ住民 410人、企業68社、車両台数においては923台と、増加している状況です。

また、各小学校に立ち上がりました「地域子ども見まもり隊」では計1,327名の皆様からご協力をいただき、見守り活動をしていただいております。

また、各小学校においては、子供たちをできる限り1人で下校させないよう、学年単位や低学年による集団下校とし、教職員や保護者による街頭や巡回監視をしているほか、自分の身は自分で守るという意識をしっかりと学ぶため、もし下校途中などに知らない人に声をかけられても絶対についていけないことや、近くの民家やお店があれば、飛び込んで助けを求めるなど、繰り返し指導や、防犯授業を行っております。

こうした内容で取り組んでまいりましたが、さきの県内での事件を受け、さらに町では「子供、女性110番の家」設置の方々に対しまして、登下校に合わせた子供たちに声をかけていただけるようお願いしているほか、交通指導隊員や防犯指導隊員の方々には、通常のパトロールの時間帯を子供の下校時間帯に合わせてもらうなど、防犯体制の強化を図っているところです。

また、教育委員会においては、緊急校長会を開催し、小学校ごとに児童会等の集落単位での集会を開催するほか、警察や関係機関の協力を得ながら、より地域に密着した見守り体制を築いていくよう、子

供、保護者、学校が一緒になり、通学路をより詳しく点検、調査し、危険箇所や避難箇所の確認を行うなど、詳細な「通学路安全マップ」を作成し、安全対策の充実を図ることを確認しております。

さらに、教育委員会事務局公用車等に青色の回転灯を設置しまして、下校時の巡回監視を行うために、設置申請を進めるなど、その対策の充実強化に努めたい考えですので、ご理解いただきたいと存じます。

また、通学路等の街路灯や防犯灯については、現在約1,600基ほど設置されておまして、各地区において一定の設置は図られているものと考えておりますが、地域からの要望等も踏まえ、本年度は10基の防犯灯設置を計画しております。

さらに、通学路安全マップが完成した後は、再度関係機関等と現地調査を実施し、設置が必要な危険箇所には予算措置を経た後に、早急に対処してまいりたいと存じます。

それから、学童保育につきましては、補助事業として国の要綱に基づき実施しておりますが、対象を保護者等が昼間家庭にいない小学校1年から3年の児童としております。現在町内3カ所の児童クラブでは77名の児童が利用しておりますが、施設によっては目安とする収容人数を超えているところもある状況です。このため、対象学年の引き上げや祖父母が在宅している場合も対象にしますと、施設の利用人数が収容人数を大きく上回る可能性が高く、子供の行動力を考慮しますと、安全性などの問題が生じてまいりますので、現段階では事業を拡大実施することは困難であることにご理解いただきたいと存じます。

一方、現在文部科学省と厚生労働省の間で放課後対策事業に関して連携を図っていく旨の情報が伝わってきており、将来的には学童保育の場所の問題も含めて新たな対応の可能性も想定されるところで

すが、したがって、今後については、こうした動向を踏まえて、町としての学童保育のあり方を検討していくことになるものと存じます。

いずれにいたしましても、今後も関係機関等と連携を図り、子供の安全確保に向けた取り組みを実施してまいりますので、どうかご協力をいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 学童保育の問題ですけれども、もちろん今後の事業の国との関連等もあると思えますけれども、現時点で要望が多いわけです。もちろん、施設の問題あります。ですから、さらに例えば一つの地域で2カ所目の学童保育を設置しなければいけないと、そういう状況にも私はなるのではないかと思います。もちろん、新たに建物を建設してとか、そういうことでは予算的にももちろん大変ですし、国の補助の問題もあります。

ですから、例えば空き教室を利用したりなどして、対応できないか。そういうことも今のこういう危

険なことが起こる状況のもとでは、積極的な施策として検討していくべきではないかと思えます。

それから、今後国の方で新たな学童保育のあり方を検討していくことですが、少子化ですが、子供は少なくともこういう制度を利用する対象児童というのは、今の共働きがふえている这个社会状況のもとでは、ますます需要と申しますか、住民ニーズがふえていくことだと思えます。そういうことから、先ほどのようなことを検討すべきだと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えしますが、先ほどの答弁で申しましたとおり、現在文部科学省と厚生労働省が放課後対策事業に関して連携を図っていくというふうなことでありますので、その連携の内容をつぶさに私どもに届いた段階でその対応を検討してまいります。

ただいま議員がおっしゃいました空き教室の問題もその文部科学省との連携の中でその中に含まれるものと私どもは期待しております。

○議長（伊藤福章君） 8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 現在の学童保育の国の法律では低学年、10歳程度ということになってはいますが、補助は6年生まででも、高学年まで想定していると聞いております。

今後の問題ではあると思えますが、住民ニーズは必ず低学年だけではなくて、今のこういう状況のもとでは希望する児童を全対象に入れて検討していくという方向をぜひ今後の課題としていただきたいと思えます。

最後の質問に入ります。

国保税について伺います。国保税の負担軽減についてお伺いをいたします。

今定例会で値上げの条例改正案が提案されていますが、長引く不況と医療や年金など、たび重なる社会保障制度の改悪、税制改正による増税などにより国保加入者の家計はますます大変になるばかりです。

昨年合併後の統一により、旧町村時より値上げになった地域では、2年連続の値上げになり、負担増となるものです。

これでは合併してよかったと思えるまちづくりからはほど遠いものになってしまうのではないのでしょうか。雇用不安が続く昨今の社会状況のもと、何と申しても「国保税は、重税感があり、支払いが大変だ」という住民の声は根強いものがあります。

昨年私ども党支部が行った住民アンケートでも町政に望むことの上位に国保税の負担軽減が挙げられています。あらゆる財政措置を行い、値上げを抑えるべきだと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

これまでも支払い困難な方々に対し、納税相談に応じ、徴収向上に努力されているわけですが、この

ような経済状況のもと、広報や座談会等を通じてきめ細かな納税相談と減免制度、とりわけ申請減免などの周知、徹底を図るよう求めるものです。以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国民健康保険特別会計については、まず歳出について、保険給付に必要な経費、老人保健拠出金の納付に必要な経費、保険事業の運営に必要な経費及び事業の管理運営に必要な経費のほか、介護保険、第2号被保険者の介護保険料として介護納付金を加えて、その規模を積算します。

一方、歳入については、保険給付規模に応じた療養給付費等負担金や市町村間の年齢構成等の差異、被保険者の保険税負担能力の格差、財政不均衡の是正を図るための財政調整交付金が国や県から交付されるほか、社会保険診療報酬支払基金からも退職者医療制度に係る療養給付費交付金などが交付されます。

町の一般会計からは、保険税負担に困難性がある低所得者の保険税軽減分に応じた保険基盤安定負担金繰入金や高齢被保険者が一定割合以上の場合の支援措置として、財政安定化支援事業繰入金を繰り入れることとなっております。

こうした歳入で歳出規模を賄えない分について保険税として皆さんに賦課し、会計を成り立たせているものです。

このように、所要の歳出をはじき出しますと、一定のルールのもとではほぼ自動的に国、県、町などからの歳入が見通され、歳出歳入を照らし合わせ、不足分を保険税に求める制度となっておりますので、まずはこうしたことにご理解をいただきたいと存じます。

保険税を少ない額にするためには、基本的に医療給付費の低減が必要となりますが、そのために町ではこれまでも健康づくりへの取り組みを初め、検診による疾病の早期発見などに努めているところで

す。

さて、町の平成17年度国民健康保険特別会計の収支状況ですが、歳入歳出差し引き残高の見込みは、2億9,200万円余りの黒字ですが、基金と繰越金を除いた単年度経常収支では6,500万円余りの単年度赤字となる見込みです。

現在の賦課状況のまま平成18年度の国民健康保険を運営してまいりますと、平成17年度以上の単年度赤字が想定され、安定的に制度を運営していくため、今般の議会において必要な額を確保するため、税率改正をお願いしているところです。

国民健康保険において適正な保険税額を賦課徴収することは、国民健康保険制度の安定的な運営に必要なばかりでなく、ひいては被保険者の医療と健康を推進することですので、どうかご理解をお願いす

るとともに、引き続き健康の維持増進に向けた各般の取り組みに努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。なお、合併に伴う財政的効果と国民健康保険税は、別の次元のもので、税率改正はあくまで医療の状況に応じた改正であることにご理解もいただきたいと存じます。

それから、国民健康保険税の減免制度の周知についてですが、納税相談につきましては、年間を通じて随時受け付けておりますが、電話による納税相談のほか、都合により来庁できない場合には、訪問の上、納税相談を行うなど、納税者の状況に応じたきめ細かな対応による納税相談を行っているところであります。

また、保険税の減免制度につきましては、災害や盗難、著しい損失を受けたなど、特別な事情がある場合に適用になる旨、広報を通じてお知らせしたことがあります。納税相談の際にも該当事由がある場合、制度を周知しているところであります。

皆様にはまずは国民健康保険の仕組みや納税の義務にご理解をいただくとともに、滞納となる前にまずは納税相談にお越しいただくよう、広報などを通じて周知するとともに、あわせて分割納付や減免についてもお知らせしてまいりたいと存じます。

また、そうした各種制度を適正に運用し、安定的な国民健康保険の運営に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 安定的な国保運営ということは、ずっとこれまでも答弁なさってきていることではございますけれども、もちろんこのとおりではございますけれども、国保は、もちろん医療費がどれだけかかるかによって計算されていくわけではございますけれども、ただ、そういう数字合わせといいますか、表現が適切でないかもしれませんけれども、歳入歳出見合った、それはもちろんそうではございますけれども、国保の重要な一つといいますか、国保法の中でも社会保障ということが第1条でうたわれています。

今住民の皆さんが国保加入者の皆さんが別に十分余力があって、どんどん国保税も心配なく払える状況であれば、何も問題はございません。だけれども、こういう状況のもとで、先ほど質問の中でも言いましたが、雇用不安もある中で、なかなか安定的な所得、収入を得ることができない人たちもふえています。

そういう人たちに国保税が重くのしかかってくるわけですので、もちろん町でもこれまでそういうことも十分考慮なさっているわけではございますけれども、この決算を見ていきますと、単年度では赤字だと言いますが、繰越金があるわけですので、基金を取り崩して、もう大変な状態だという状況ではないと私は認識するわけです。

住民が大変なときですので、やっぱり負担増をなるべく抑えていくと。合併との関係では別の次元の話だということもおっしゃいましたけれども、やっぱり住民にとっては、合併してよくなったと思え

る、先ほどのことにも関連しますけれども、こういう一つ一つの施策がやっぱり切実なところで軽減になったということで、いや合併になってよくなったなと思える、そういうことが一番感じられることだと思います。

私たちいつもこのような同じようなことを言っているわけですがけれども、これはやっぱり住民負担軽減をしていくという、そういう立場で言っていますので、ぜひご検討をしていただきたと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問についてですが、第1点目の問題につきましては、国民健康保険制度が国民皆保険という観点での法律に基づいて一定のルールで運営されている以上、そのルールを遵守するのが自治体の務めと存じます。

議員がご指摘の点については、国会等において法律改正の伴う事案でありますので、この場では答弁いたしかねますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、2点目の基金の問題ですが、合併前の国民健康保険特別会計の基金額の半分以下になっておりますので、そうした事情もご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 皆保険制度、もちろんですけども、やっぱり国会の問題というよりも、国会で決まったことが一番私たち底辺の末端の自治体の住民に直接実行していくところですので、これは、国会の問題というよりも、もちろん法律で町でどうこうできるわけではありませんが、社会保障という観点、その法律にそこを第1条がうたわれている、そのこともやっぱりぜひ、住民の暮らしを守る自治体の首長として町長にぜひそのところを強く考えていただきたいと思いますので申ししているのですけれども、その点もう一度お願いします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 国民健康保険制度から離れまして、住民の観点での住民の負担のあり方については、私も十二分に理解はしているつもりです。

その上で、一つの制度だけではなくて、住民生活を取り巻くすべての行政施策が住民にとって福祉の向上になるようにということで、各般の施策を予算を用いまして、展開しているところでありますので、その点ご理解いただきたいと思います。

また、法律に基づく国民健康保険制度については、議員のご意見として承らせていただきたと思います。

○議長（伊藤福章君） 8番、泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） これで終わりますけれども、国保問題は、これから一番もとは国がやはり自治体に対して国庫補助金を減らして、国が出すべきお金を減らしてきたことにももちろん一番の大きな問題が

あるわけですが、そうだからといって、すべからず町に法律で仕方がないからといって、庶民にその分を負担を強いていくという考え方ではなく、ぜひ社会保障の立場も何度も言いますが、勘案していただいて、ぜひ負担軽減を今後もしていただくよう求めて、終わります。

○議長（伊藤福章君） これで8番、泉 美和子君の一般質問を終わります。